

居宅介護支援重要事項説明書

有限会社 雄峯
ケアプランセンターこころ

居宅介護支援重要事項説明書

年　月　日

1 担当する介護支援専門員

担当部署 ケアプランセンターこころ 担当者 _____
連絡先 (0798) 39-1022 (下記の営業日の営業時間)

2 事業所の概要

事業所名	ケアプランセンターこころ
所在地	兵庫県西宮市城ヶ堀町2-19
連絡先	T E L (0798) 39-1022 F A X (0798) 61-6366
管理者	佐々木 博一
営業日	月～金（休祝日、年末年始は休み）
営業時間	午前9時から午後5時まで
サービス提供実施区域	西宮市

3 当事業所の法人概要

事業者名	有限会社 雄峯
所在地	兵庫県西宮市城ヶ堀町2-19
連絡先	T E L (0798) 39-1066 F A X (0798) 39-1067
法人種別	有限会社
代表者	代表取締役 作原 佳世
法人の行う業務	訪問介護・訪問看護・居宅介護支援・福祉用具貸与、販売

4 当事業所の従業員

令和7年4月1日現在

職種	職務内容	人員
管理者	事業を担当する従業者の管理及び業務の管理を行う	1人
介護支援専門員	利用者に対し適切な居宅介護支援の提供を行う（管理者含む）	5人

5 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営方針	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

6 提供する居宅介護支援サービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定めるお客様に提供するサービスの内容は次の通りです。

内 容	提 供 方 法
居宅サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none">利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。 利用者は居宅サービス計画に位置づけた事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。居宅サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行います。居宅サービス計画は利用者に交付します。
居宅サービス事業者等との連絡調整便宜の提供	<ol style="list-style-type: none">居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。
サービス実施状況の把握	<ol style="list-style-type: none">最低月1回は利用者宅を訪問し、かつ、月1回はサービス計画の実施状況の把握の結果を記録します。

握・居宅サービス計画等の評価	2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更等を行います。
給付管理	居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。
相談・説明	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。
医療との連携・主治医への連絡	ケアプランの作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。
財産管理・権利擁護等への対応	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて関連機関への連絡を行います。
居宅サービス計画の変更	利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、居宅サービスの変更を行います。
要介護認定等にかかる申請の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います ・利用者の要介護認定有効期限日満了の30日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。
サービス提供記録の閲覧・交付	・利用者は、サービス提供の実施記録（要介護（要支援）認定の有効期間が満了する日から2年間保管します。）を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。
介護支援専門員の変更	介護支援専門員の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。

訪問回数の目安	介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し状況の把握等を行います。（最低月1回）
---------	--

前6か月間に居宅サービス計画に位置付けた各サービスの割合等

・訪問介護

法人名・代表者氏名	有限会社 雄峯 代表取締役 作原 佳世	
事業所名	ケアプランセンターこころ	
対象期間	令和7年4月～令和7年9月	
対象期間において給付実績のある居宅サービス計画総数A		673件

訪問介護を位置付けた計画数 B	257件
訪問介護を居宅サービス計画に位置付けた割合 B ÷ A	38%

同一の訪問介護事業者によって提供されたものの割合(上位3位)	第1位	名称	有限会社 雄峯	
		第1位法人の占める割合 C ÷ B	45%	
		事業所名称	計画数	
		ヘルパーステーションこころ	116件	
		第1位法人の居宅サービス計画数 C	116件	
	第2位	名称	株式会社 HAND IN HAND	
		第2位法人の占める割合 D ÷ B	8%	
		事業所名称	計画数	
		ハンドインハンド	21件	
		第2位法人の居宅サービス計画数 D	21件	
	第3位	名称	株式会社ニチイ学館	
		第3位法人の占める割合 E ÷ B	6%	
		事業所名称	計画数	
		ニチイケアセンター甲子園南	17件	
		第3位法人の居宅サービス計画数 E	17件	

・通所介護

法人名・代表者氏名	有限会社 雄峯 代表取締役 作原 佳世	
事業所名	ケアプランセンターこころ	
対象期間	令和7年4月～令和7年9月	
対象期間において給付実績のある居宅サービス計画総数 A		673 件

通所介護を位置付けた計画数 B	171 件
通所介護を居宅サービス計画に位置付けた割合 $B \div A$	25%

同一の通所介護事業者によって提供されたものの割合(上位3位)	第1位	名称	医療法人社団 董会	
		第1位法人の占める割合 $C \div B$	18%	
		事業所名称	計画数	
		甲陽園すみれデイサービスセンター	31 件	
		第1位法人の居宅サービス計画数 C	31 件	
	第2位	名称	社会福祉法人西宮市甲山福祉センター	
		第2位法人の占める割合 $D \div B$	14%	
		事業所名称	計画数	
		甲寿園通所介護事業所	24 件	
		第2位法人の居宅サービス計画数 D	24 件	
	第3位	名称	株式会社 あんじん	
		第3位法人の占める割合 $E \div B$	12%	
		事業所名称	計画数	
		デイサービスあんじん	21 件	
		第3位法人の居宅サービス計画数 E	21 件	

・福祉用具

法人名・代表者氏名	有限会社 雄峯 代表取締役 作原 佳世	
事業所名	ケアプランセンターこころ	
対象期間	令和7年4月～令和7年9月	
対象期間において給付実績のある居宅サービス計画総数 A		673 件

福祉用具を位置付けた計画数 B	466 件
福祉用具を居宅サービス計画に位置付けた割合 $B \div A$	69%

同一の福祉用具事業者によって提供されたものの割合(上位3位)	第1位	名称	有限会社 雄峯	
		第1位法人の占める割合 $C \div B$	44%	
		事業所名称	計画数	
		福祉用具こころ	209 件	
		第1位法人の居宅サービス計画数 C	209 件	
	第2位	名称	株式会社 西本	
		第2位法人の占める割合 $D \div B$	21%	
		事業所名称	計画数	
		ケアサポート西本	100 件	
		第2位法人の居宅サービス計画数 D	100 件	
	第3位	名称	フランスベッド株式会社	
		第3位法人の占める割合 $E \div B$	5%	
		事業所名称	計画数	
		フランスベッド株式会社メディカル西宮営業所	25 件	
		第3位法人の居宅サービス計画数 E	25 件	

・地域密着型通所介護

法人名・代表者氏名	有限会社 雄峯 代表取締役 作原 佳世	
事業所名	ケアプランセンターこころ	
対象期間	令和7年4月～令和7年9月	
対象期間において給付実績のある居宅サービス計画総数 A		673 件

通所介護を位置付けた計画数 B	272 件
通所介護を居宅サービス計画に位置付けた割合 $B \div A$	40%

同一の地域密着型通所介護事業者によって提供されたものの割合(上位3位)	第1位	名称	株式会社 ビーナス	
		第1位法人の占める割合 $C \div B$	26%	
		事業所名称	計画数	
		ビーナスプラス甲東園	71 件	
		第1位法人の居宅サービス計画数 C	71 件	
	第2位	名称	株式会社 鶴岡商会	
		第2位法人の占める割合 $D \div B$	19%	
		事業所名称	計画数	
		ぶどうの木ディイサービス	53 件	
		第2位法人の居宅サービス計画数 D	53 件	
	第3位	名称	ジエイイ兵庫六甲福祉会	
		第3位法人の占める割合 $E \div B$	11%	
		事業所名称	計画数	
		ジエイイ六甲福祉会オアシス西宮	30 件	
		第3位法人の居宅サービス計画数 E	30 件	

7 料金（サービスの利用料及びその他の費用）

居宅介護支援（居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヵ月当たりについて、介護度に応じて下記の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

※ 新規利用者は、3,315円 加算されます。

要介護 1.2	12,000円
要介護 3.4.5	15,591円

（サービス提供証明書を市役所の窓口に提出しますと、後日払い戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。）

（その他の費用）

内 容	金 額	説 明
交通費（実費）	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問・出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります

8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日で一旦終了することとなります。但し、有効期間の満了30日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間まで、自動的に更新されます。

9 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する30日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いの必要はありません。

ただし、ただちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

※利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。解約の場合は、次の事業所への引継ぎ等、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日にはご注意ください。

10 プライバシーの保護

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理

者の注意をもって管理を行い、処分のさいにも漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業所がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、

- ・サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。
- ・このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名押印いただることになります。

1 1 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書第11条に基づき、当事業所は金銭により賠償を致します。

当事業所は万が一の事故発生に備えて、東京海上日動火災保険株式会社の賠償責任保険に加入しています。(賠償できる事項 居宅介護支援に起因して生じた事故)

1 2 サービスの苦情相談窓口

当事業所は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情相談の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

○当事業所の苦情相談窓口（本部長 吉留 則彦）

窓口担当者名	吉留 則彦	連絡先 TEL 0798-39-1066 FAX 0798-39-1067
--------	-------	--

○外部機関苦情相談窓口

西宮市健康福祉局 福祉総括室 法人指導課

TEL 0798-35-3082

兵庫県国民保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口

TEL 078-332-5682

1 3 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項の説明は契約書別紙のとおりです。

1 4 サービス利用に際して

利用者様、家族様、関係者等において下記に掲げるいずれかの事由が発生した場合はやむ得ずサービスを終了する場合があります。

1. 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
3. サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載する事。

15 24時間連絡体制

担当者が転送電話にて相談に応じます。状況により応じる事が出来ない場合が御座います。

TEL 0798-39-1022

16 居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面（及び付属別紙）について重要事項の説明を行いました。